

公園等照明 L E D 化推進事業業務委託

入札説明書

相模原市 環境経済局 公園課

公園等照明LED化推進事業業務委託に係る入札執行の公示に基づく一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1. 手続開始の公示 令和4年5月10日

2. 委託件名 公園等照明LED化推進事業業務委託

3. 委託場所 相模原市 一円 地内

4. 契約者 相模原市

5. 目的

本業務は、相模原市内の公園・緑地の照明を業務委託（総合評価方式）でLED照明機器に交換することにより、省エネルギー化、二酸化炭素排出量の削減、安心・安全の向上を図ることを目的とする。

6. 業務委託対象

既存照明灯具及び配線等をLED照明器具に交換するための設備一式（以下「機器」という。）とする。

7. 事業内容

（1）対象数：公園等照明2,349灯

（2）納入場所：相模原市が管理する公園604カ所・緑地9カ所

8. 契約期間 契約締結日から令和5年3月24日まで

9. 低入札価格調査

相模原市公示において掲げた評価値が最も高い入札者の入札価格が、調査基準価格を下回る価格であった場合、低入札価格調査を実施することとし、以下のとおりとする。

（1）調査基準価格の算出方法

調査基準価格 = 予定価格 × 0.6

（2）調査対象者への通知

調査対象となった者には、以下の期間内に通知するものとする。

令和4年6月20日17時まで

（3）履行確実性の審査について

調査基準価格を下回る価格であった場合、別紙「履行確実性の審査及び評価のための

追加書類について」の定めにより、履行確実性の審査・評価のための追加書類により、履行確実性の審査を行うものとする。

(4) その他

別紙相模原市公示による。

10. 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は構成員が以下の業務役割を分担するものとする。なお、グループの構成員で応募の場合は、企業間の業務役割に関する合意書を提出すること。

- (1) 業務役割：本市との連絡窓口となり、各役割が円滑に遂行されるよう統括する。
- (2) 調査役割：調査に関する業務を担う。
- (3) 施工役割：施工及び契約期間中の維持管理に関する業務を担う。
- (4) 機器設備供給役割：機器、設備を供給するメーカーで機器設備に関する業務を担う。

11. 応募者の参加資格

応募者の参加資格要件は、次の通りとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う能力を有する単体企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。
- (2) 単体企業あるいはグループの構成員は、すべて相模原市競争入札参加資格に登録されていることとし、施工役割を担う者については、相模原市内に本社があり、相模原市競争入札参加資格の業種「電気」に登録されていること。
- (3) グループで応募する場合は、業務役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり業務の遂行の責を負うものとする。
- (4) グループで応募する場合は、参加表明時に応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (5) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に関わる諸手続き及び契約等にかかわる諸手続きを行うこと。
- (6) 単体企業あるいはグループの構成員のいずれかが国又は地方公共団体による当該業務委託と同等規模の照明灯LED化事業（賃貸借・ESCO事業含む）の実績を有していることとし、その実績が記載された契約書の写しを参加表明時に本市に提出すること。

12. 応募者の制限

別紙相模原市公示「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」による。

13. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提出書類の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、各項目につき、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めた時はこの限りではない。

(8) 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、後日参考資料を求めることができる。

1 4 . 本業務選定の流れ

(1) 応募者の要件

本提案募集への応募者は、「11 . 応募者の参加資格」で定める各項目を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び通知

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、入札書及び、提案書の提出を電子メールおよび文書で要請する。

(3) 技術評価点の決定

評価委員会により提案内容を審査し、技術評価点を決定する。

(4) 評価値の決定

事務局により、価格評価点と技術評価点から評価値を算出する。

(5) 本契約の締結

評価値を基に評価委員会の審議を行い落札者を決定する。

(6) 事務局

本業務に係わる事務局は、別紙相模原市公示「6 問合せ先及び契約条項を示す場所」と同じ。

15. 業務全体のスケジュール

(1) 本業務は、次の日程（予定）で行う。

- 入札説明書等の配布（ホームページ公開）：令和4年5月10日
- 参加表明書等に関する質問受付：令和4年5月10日～5月16日
- 質問の回答：令和4年5月18日
- 参加表明書及び資格確認書類の受付：令和4年5月19日～5月24日
- 入札書、技術提案書に関する質問受付：令和4年5月25日～5月30日
- 質問の回答：令和4年6月1日
- 入札書、技術提案書の受付：令和4年6月2日～6月7日
- 落札候補者の決定：令和4年6月21日（低入札価格調査を実施する場合を除く）
- 落札者の決定：令和4年6月27日
- 疑義申立て受付：令和4年6月28日
- 本契約の締結：令和4年6月29日
- 調査、工事期間：令和4年6月29日～令和5年3月24日

(2) 質問表の提出

質問は(1)の期間内に、質問書（様式第1号）により行うものとし、郵送により提出すること。なお、期間内必着とする。

ア. 受付期間

- ・参加表明書等に関する質問
令和4年5月10日から5月16日まで。
- ・技術提案書に関する質問
令和4年5月25日から5月30日まで。
- ・入札に関する質問
令和4年5月25日から5月30日まで。

イ. 受付場所

別紙相模原市公示「6 問合せ先及び契約条項を示す場所」と同じ。

(3) 質問に対する回答

提出された質問及び回答は(1)の期間内に、相模原市ホームページ「入札・契約情報」に掲載することとする。なお、回答は本入札説明書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ア. 回答期限

- ・参加表明書等に関する質問に対する回答期限
令和4年5月18日まで。
- ・技術提案書に関する質問に対する回答期限
令和4年6月1日まで。
- ・入札に関する質問に対する回答期限
令和4年6月1日まで。

イ．掲載場所

相模原市ホームページ「入札・契約情報」

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/index.html>

(4) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を郵送する。なお、期間内必着とする。

ア．受付期間

令和 4 年 5 月 19 日から 5 月 24 日まで。

イ．受付場所

別紙相模原市公示「 6 問合せ先及び契約条項を示す場所」と同じ。

ウ．参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々様式番号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦ファイルに綴じたものを 2 部提出すること。

< 参加表明作成要領 >

・ 参加表明書（様式第 2 号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

・ グループ構成表（様式第 3 号）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（業務役割、調査役割、施工役割、機器設備供給役割）を明確にすること。なお、グループの構成員で応募の場合は、企業間の合意書を添付すること。

・ 建設業の許可証明書

建設業法第 3 条第 1 項に規定する許可証明書を提出すること。また、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける人用のない場合はその旨明示すること。

・ 同種又は類似業務実績の写し

単体企業あるいはグループの構成員のいずれかが国又は地方公共団体による当該業務委託と同等規模の照明灯 L E D 化事業（賃貸借・E S C O 事業含む）の契約書の写しを提出すること。

(5) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格確認の結果は、書面（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。また、提案書の提出者として資格が確認された者については、次の通り提案要請書を書面及び電子メールで発送する。

ア．通知日 令和 4 年 5 月 25 日

イ．郵送日 令和 4 年 5 月 25 日

(6) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、「 1 6 . 提案提出書類・作成要領」に従い、提案書を作成し、事務局へ郵送する。なお、期間内必着とする。

ア．令和 4 年 6 月 2 日から 6 月 7 日まで。

イ．相模原市公示「 6 問合せ先及び契約条項を示す場所」と同じ。

(7) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本業務提案書受付の締切日の前日までの提案辞退届（様式第 4 号）を 1 部、事務局に郵送で提出すること。

1 6 . 提案提出書類・作成要領

(1) 業務提案時の提出書類

提案書提出届（様式第 5 号）とともに、提出書類（様式第 6 号）に記載されている提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦ファイルに綴じたものを 2 部提出すること。

(2) 作成要領

ア．使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。また原則としてフォントは M S 明朝体 1 0 . 5 ポイントで統一すること。

イ．各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

ウ．エネルギー換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。なお、点灯時間は年間 2000 時間として算出すること。

・一次エネルギー換算値：9.97(MJ/kWh)

・CO₂ 排出係数：0.000433 (t CO₂ / kWh)

1 7 . 開示資料

(1) 開示資料の内容

開示する資料は、次の通りとする。

ア．既設公園緑地照明灯の概要

イ．既設公園緑地照明灯の設置箇所一覧表

(2) 開示要領

上記資料は、窓口で希望のあったものに開示する。

ア．開示期間

令和 4 年 5 月 25 日から 6 月 7 日までの休日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

イ．開示場所

別紙相模原市公示「 6 問合せ先及び契約条項を示す場所」と同じ。

18. 評価結果

(1) 落札候補者への通知期限

落札者候補者が決定した場合、以下の期日までに落札者候補者になった者へ通知することとする。

令和4年6月21日（低入札価格調査を実施する場合を除く）

(2) 結果の公表

落札者を決定したときは、落札者へ通知するとともに、入札者の評価結果及び落札者を相模原市ホームページ「入札・契約情報」にて公表することとする。

(3) 疑義の申立て

入札参加者からの疑義申立てについては、以下のとおりとする。

ア. 受付期間

落札者を公表した日から令和4年6月28日 17時15分まで。

イ. 受付場所

別紙相模原市公示「6 問合せ先及び契約条項を示す場所」と同じ。

ウ. 対象者

入札者を提出したもの。

エ. 申立て方法

疑義の申立てを行う場合は、期間内に書面にて提出すること。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア. 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合。

イ. 提案書に虚偽の記載があった場合。

ウ. 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ. 本入札説明書に違反すると認められた場合。